

日本看護協会の

ますます安心・充実の補償へ！

年間掛金

2,650円

# 看護職賠償責任保険制度のご案内

Web申込は  
こちらから！



あらゆる場で、

看護の専門性の発揮が求められる中、  
看護業務遂行上のリスクも増大して、

**看護職に法的責任を問う事例**

も増えています。

## 看護職を取り巻くリスクは「複雑に、多様に、直接的に」



RISK 1

「自分は訴えられる  
ことはない」  
と思いませんか？

昨今、病院や施設だけでなく、医療  
従事者本人も直接訴えられる事案  
が発生しています。



RISK 2

「私は関係ない」  
と思いませんか？

訴えられた場合、最終実施者の看  
護職だけでなく、患者に関わった者  
や医療安全担当者等全員が訴えら  
れる事案が発生しています。



RISK 3

「訴えられても  
勤務先が守ってくれる」  
と思いませんか？

勤務先が加入している保険では補  
償限度額を超える場合や、看護業務  
をカバーしていない場合があり、勤  
務先から看護職個人に賠償金の負  
担を求められる可能性があります。



高額な賠償金や訴訟費用の支払いを求められることも！

※対人事故の場合、1,000万円を超える賠償金を請求される事案も発生しています。



あなたを取り巻くリスクへの対応は十分ですか？備えの1つとして日本看護協会の  
「看護職賠償責任保険制度」への加入をご検討ください。

※年間を通してご加入が可能です。













保険の補償内容等の詳しい情報は裏面をご確認ください ▶



公益社団法人 日本看護協会

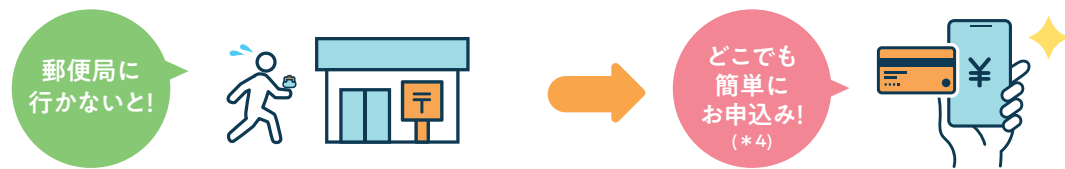
# 補償内容

賠償事故への補償	<b>対人賠償</b> 誤った薬剤を投与してしまい、患者に障害を負わせてしまった など  <b>1事故 5,000万円限度</b> (補償期間中 1億5,000万円まで)	<b>対物賠償</b> うっかり患者のメガネを踏みつけ破損してしまった、管理している鍵を紛失してしまった など  <b>1事故 100万円限度</b> (補償期間中 100万円まで)	<b>人格権侵害</b> 患者との会話において、名誉を傷つけられたと訴えられた など  <b>1事故 5,000万円限度</b> (補償期間中 5,000万円まで) <small>※支払限度額は、対人賠償の支払限度額の内枠です</small>	<b>初期対応費用</b> 事故が発生した場合に、被保険者が負担する社会通念上妥当と認められる初期対応費用  <b>1事故 500万円限度</b> (うち身体障害についての見舞費用) 1被害者につき10万円限度
	<b>傷害死亡・後遺障害保険金</b> 就業中のケガ(*1)または熱中症により死亡もしくは後遺障害が生じた場合  <b>第1級(85万円)～第3級(66.3万円)</b>	<b>針刺し事故等による感染症危険補償特約保険金</b> 使用済の針を刺してしまった等の事故によりHBVに感染後、B型肝炎を発病し治療した場合、もしくはHCV、HIVに感染した場合  HBV <b>1.8万円</b> HCV <b>18万円</b> HIV <b>60万円</b> (事故発生からその日を含めて3日以内に直後検査を行っていただきます)	<b>ケガの補償</b> 就業中のケガ(*1)または熱中症による入院・手術・通院  入院日額 <b>5,000円</b> 通院日額 <b>2,000円</b> 手術保険金 <b>5万円</b> (入院中の手術) または <b>2.5万円</b> (入院中以外の手術)	<b>特定感染症の補償</b> 特定感染症(*2)による後遺障害・入院・通院 
傷害事故への補償	<b>法律相談費用</b> 就業中に、ハラスメント(*3)を受けて弁護士に相談した場合 など  <b>1事故 10万円限度</b> (補償期間中30万円まで)	<b>弁護士費用</b> ハラスメント(*3)を受けた場合の弁護士費用(争訟費用・着手金等)  <b>1事故 100万円限度</b> (補償期間中100万円まで)		

加入者限定サービス
●業務上の医療安全、ハラスメントに関する相談
●業務上生じた民事・刑事・行政上の責任に関する事案の相談  
●医療安全等に関する情報提供

※本サービスは、サービス推進室(東京海上日動メディカルサービス株式会社)が提供いたします。

## 忙しい皆様を、Web手続きで「もっと」サポート!



(\*1) 急激かつ偶然な外来のケガを指します。  
 (\*2) 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)」第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症をいいます。※発病時に有効な規定に基づきます。  
 (\*3) セクハラ・パワハラ・カスタマーハラスメント等の差別行為・迷惑行為  
 (\*4) 午前4時から午前6時は定期メンテナンスのため、お手続きができません。また、左記時間以外にも臨時的メンテナンスを行うことがございますので、ご了承ください。

**詳しくはこちらから! → 看護職賠償責任保険制度ホームページ: <https://li.nurse.or.jp/>**

看護職賠償責任保険制度のご案内「リーフレット」や詳細な内容やQ&Aが記載された「てびき」、各看護職の方への「チラシ」などもご覧いただけます。

**保険のご加入には日本看護協会会員資格が必要になります。日本看護協会の入会は各都道府県看護協会までお問い合わせください。**

本チラシは、看護職賠償責任保険制度(看護職賠償責任保険および総合生活保険)の概要をご説明したものです。加入申し込みの際は必ず専用のパンフレット・重要事項説明書や看護職賠償責任保険制度ホームページをご確認のうえ、お手続きをお願いします。詳細は、引受保険会社からご契約者である団体にお渡ししてあります保険約款および付帯する特約条項によりますが、ご不明な点等がある場合には、お問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせ先	<b>「看護職賠償責任保険制度」総合案内</b> TEL: <b>0120-088-073</b>	
	受付窓口 代理店コールセンター(株式会社日本看護協会出版会) (ガイダンス1を選択)	サービス推進室(東京海上日動メディカルサービス株式会社) (ガイダンス2を選択)
	受付内容 ■ 資料請求(*) ■ 加入方法(Web申込方法含む)(*) ■ 加入確認 ■ 改姓・住所変更 ■ 補償内容(*) ■ 事故受付(*) ■ その他	■ 医療安全・医療事故に関する相談 ■ ハラスメントに関する相談
受付時間	平日 10:00 ~ 17:00 ※年末年始(12/29~1/4)を除く。	

(\*) 上記受付時間外は、SMSによりご案内しております。

団体保険契約者・制度運営 公益社団法人 日本看護協会 〒150-0001 東京都渋谷区神宮前5-8-2 日本看護協会ビル TEL.03-5778-8831	取扱代理店 株式会社 日本看護協会出版会 〒150-0001 東京都渋谷区神宮前5-8-2 日本看護協会ビル4F TEL.03-5778-5781 受付時間 平日10:00~17:00	幹事引受保険会社 東京海上日動火災保険株式会社 (担当課) 医療・福祉法人部 〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4 TEL.03-3515-4143 受付時間 平日9:00~17:00	副幹事引受保険会社 三井住友海上火災保険株式会社 〒103-0027 東京都中央区日本橋3-5-19	非幹事引受保険会社 損害保険ジャパン株式会社 〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
---	---	--	---	---